(様式第50号の2)								
奵	<u>년</u> 理 :	コード						
1210	01	1210	03					

1210

02

1210

R03.11

A 面

# 農業者年金経営移譲年金裁定請求書

	(1)	請求	年月日	受AL)	を付年月日)	令和	元号 4		年		月		Н										
	(2)	農業	者年金被	保険者	音証の記号番号	記		号		<u>_</u>	<u> </u>	番		ļ			号	I					
					(フリガナ)	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u>i_</u>													
00	(3)	氏	名																				
	(0)	20	н																				
							元号	Τ.	年	:	月		日	*	生年	F月日?	を確認	忍できる	5	lat mar	Ī		
	(4)	生	年月日	l		昭和	2								書类	頭の添	付・・	• 🗆	(5)	性別	※性別欄 す。	の記載方法	法は自由で
01			× 基金	2記入	、欄	移譲	1	2	3	4	_	<b></b>	日							証書		保留	
10						★任所は	地の市	区町村箱	守 <del>号</del>	(フリガ	(ナ)												
12	(6)	住	所			郵便番	号	<u> </u>															
			1				- Tek BB 1									<del>- 1</del>	, ,	_		<u> </u>	\ <b>-</b> <del> </del>		-31 188
	(7)		口座	1	; 	※ 金融	機関表	モロコー	<u> </u>	1	+		ļ		<u>)</u>	至 番	7	<u> </u>	1		)口座番 <b>かにチ</b> :		
20		を希											<u> </u>		į						·が通帳等		
20	融榜		金融機関		(フリガナ)															を添付し		er - L.	닏
	(注	)	名							行・信え組・労								・本店・支店		て確認し	しました	皆におい	
	(9)	経営	移讓終	了日	元号 3 平成	年		月	日	(10)	の農	日現在 地等の	面積	Ī					<sup>(11)</sup> 加算 請才	す付年金( さですか			を請求する を請求する
30					4 令和			障害種	덴		((43),	(44),(6	i9)の合 未支約		老			n	(該当する	番号にC	)印) 2 2	5个版千业	
30	×	基金	記入欄	章害程	皮 レントゲン	障害	種別	認定日		1 #	th ch	問答理	氏	Bカナ		・筆g冬っ	~5무	1-章女 坐。	する者に処分	とした農地	笙		繰下
				旨定年		加		2		2 년 3 년	使用収 上地収	益権を 用法等	消滅さ	せた農 て収用	⊌地等  等さ∤	1た農地	等						
	(12)	彩	下げの	希望	欄◇繰下げ																		
																			fを希望す 希望年齢				iを希望する ·。
					・支給開	始年月	は、60	歳の誕生	生日の	前日(	の属す	する月	の翌月	目から	65歳	気の誕生	ŧΘσ	前日の	)属する月	の翌月ま	まで指定*	できます。	
	1	·11	. [2]	のい	◇支給の ずれかをOで				有する	ことと	なっ	た日(	((9) <i>0</i> )	日)た	いら起	₫算して	(1年	を経道	したとき	ま、する	ことがで	きません	٥,
		1			げを希望す		-	Ğ	平成	·令和		年	J	から	5	「1」を	選択L	た場合	は、支給を	希望する	年月を記	入してくだ	さい。
		2	希望し	たい			_	. L	経	<b>堂</b> 移護	€1 . <i>†</i> -	- 目の	日末:	生齢(	ー の在・	金額で	· 7(	の翌日	から支給	され.ます			
	L		1,5 = 0						-,	<u> п</u> го ва		-,,-,	,,,,,	ТЩР					, 3 <u>2</u> ,44		-		
(13)	障害	の物	状態にあ	る場合	合の経営移譲	年金支	給停止	解除請	<b>青求</b> 欄	(政令	で定	めら	れたほ	≇害0	り状態	態にあ	る方が	ท์, 60	歳前から	受給を閉	開始する	ためのホ	闌です。)
	政令	で定	められた	:障害	の状態にあ	るので、	別紙	诊断書?	を添え	て経	営移	讓年	金支統	合停」	上のf	解除を	·請	求する	(解除請求	さする場合、	請求するに	〇印を付け	てください。)
(14)			第42条の場合、			配	偶	者	の	氏	名					配偶者	の被	保険者	証の記号	番号	配偶	者の生	年月日
(15)	合意	によ	の場合、2 る経営移 者期間を	譲	49 M 16 54	<del></del>	. # + W	10-t- 7	ı	灰亡	-1 <i>t-</i> -	而2年	者の氏	夕	邷	亡した西	2個多	の独侶	険者証の記	1.00 来早	昭和	ー 者の生:	
(13)	る請	求者	百朔间を について に〇印)		1 経営移譲 2 死亡一時 (受給済み	金を選択す		択する	⇒	76 C		. 日し [四・	1 07 D	,10	76	LUIL	し四省	O) NX IX	火石皿の礼	,万田 <u>万</u> 	昭和	年	<del>1万日</del> 月 日
				тве	特定移記			配偶者	記番	・生年,	月日		li									特定	配偶
31		X ź	<b>基金記入</b>	惻	配偶	者記番・	生年月	月日			i									再処分年	∓月日		
			*.	JA記	入欄					★農業	委員	会記	入∙確	認欄			1 [			×基金	記入機		
			: 農林漁	業団	体統一コード				, 7	┢農業	委員	会の	住所均	也符号	号	1	1				書記号番		
	種	別	都道府!	県	<u>団体コート</u> :	*			都	道府県	+	市	区町村	<u>†⊐−</u>	<u>-ド</u>								
	L				<u> </u>								<u> </u>			J							
	EL	=+ <b>-</b> .	<b>^</b> + *******	_		_ 	_	TEL		A + 600 6		_	7.1.11	4	_	. —							
			Eを継続し 等の重要事		するための手続き 説明	<b>*</b> 及ひ	4			金を継続				の手術	さなし	_							
*	受	付印						★ 5	受付日	]								×	受付印				

																		ВЩ
		(16)氏名	i			(1	7) 生年				(18)	住所	(請求者	の住所	((6)欄)と	:同一0	り場合	(は不要)
						2				E	₹ .							
	後	(19)	(20)			3 ※締ね	平成 死を確認		(21) 農	業が	<u> </u> E 事		(22) (0);	間の日の	の現在に	. (2)	2) 24	継者名義の
40	継	性別	(20)	請求者との	の続柄		7を確認 )添付・			** 1\* 数 •		数		喇の日で ナる国年				<sup>胚石石</sup> 報の 也等面積
	者に	男 1		長男		養子	7 そ	·の他			年数:		1 1	号 3	3号			m <sup>2</sup>
	経	女 2		長男以外の.						迷続				_	適用除	h h		
	営移	- '	3 女				属の配信	禺者	<b>4</b>		· 八分:	<b>多典地</b>				371		
	譲	(24) 処分	文字》 平原	農地等の	最初の火 年			<b>3</b> 1	E		□分对?   平		等の取り	多の処ヶ 年¦	}年月日	月¦		日
	した	4	平凡   令和		_		,	1		4	令			+		7		L L
	場	特該にだ定当記さ	(26)	農業に常田	-			见分対象 1000年		最初 (2								胡被用者年
41	合	度ヨ記で 譲す入い 受るし。		従事してい				日の国年					農業経	営者となっ	っている			) 食者である
41		者場て			い		1号		3号 		1		<b>はい</b>			1		<b>まい</b>
		に合く		2 W	いえ	2	2号	4	適用除	外	2	ι	いれえ			2	ι	いえ
	72AT	(30) 氏名	İ			(31	)生年月	月日			(32)	住	f					
	第三					2	昭和	□ 年	Į į	E	1							
42	$\widehat{}$	- hm //			' a b	3						~ #5 bL	·					<del></del>
	個人			農地等の				<b>-</b> :					等の最後		∱年月日			
	) U	3 4	平月		年		F	1	E	3 4	平月			年		月		日
	経営	特すて 定るく		農業に常眠	±4 <del>11</del> (36)			対象農地			D分対象	象農地等		特定短		(39)	農地所	f有適格法人
42	移	成 型 / 二	=	事している	17 IAC	等の最 の国年	初の処2 種別	分)の日		初の処々 者となっ		に農業	経	者年金者である				<b>対員等で</b>
43	し	受合さ者にい	Η,	1+ 1>	+			` ~ -					_				すか	14 15
	た場	に記。 該入		はい		1号		3 号	1	-	はい			1 は		1		はい
	合	当し	2	2 いいえ	2	2 号	4	除外	2	<u>ل</u>	いえ			2 い	ハえ	2		いいえ
	移	(40) 法人	生の	夕称														
人に	譲し	(40) 広ハ	、守い	<b>石 </b> か														
経	た	(41) 代表	者氏	名														
営	場 合	(42) 主た	る事績	外所の所で	生地													
		権	の	種 別		地等の		6n /\-	L <b>4</b> 3	( <del>- 1</del> .1.0)			等のは			<b>*</b> = 0		- "" = = = = =
		**		「一 //· 所有権に基		面和	責 m	処分対			移転の			益権の設	2	使用机	又益権の	の消滅の面積
			- [-	づくもの	(43)			1久小丘					(55)		mî			
50		基準日現	~ <u>~</u> –	自作地)				第三		)			(56)		m <sup>*</sup>	_		
	処	の農地	12	使用収益権 こ基づくも	(44)		m	後継	者 (49	)		m <sup>*</sup>	(57)		m <sup>*</sup>	(63	3)	m
`	分			D(小作地)	<u> </u>			第三	者 (50	)		m <sup>*</sup>	(58)		m³	(64	4)	m
53	対象			所有権に基	(45)		m	1 後継	者 (51	)		mi	(59)		m²			
	農	基準日後 取得又は		づくもの 自作地)				第三	.者(52	)		m <sup>*</sup>	(60)		m²			
	地等	還を受け	けたば	<del></del>	(46)		m	1 後継	者 (53	)			(61)		m²	(6	5)	m <sup>*</sup>
	の	農地等	<b>手</b> [:	と基づくも				第三	_	-			(62)		m²	(60		m²
	状況		ľ	D(小作地)						)		III	(02)			(0.	0)	III
	総			面 積	(割 合)	1		後継	者 (67	) 			m³	(	%)			
	括表			田作		,		第三	.者 (68	)			m <sup>*</sup>	(	%)			
	10	基準日現在		<sup>69)</sup> 基準日現	在の農	基準日後		•	(70) 使目	月収益権の	(71)		旧法第4		土地収用			
		農地所有適法人に対す	る	地所有適 の構成員	随格法人 1人当た	得した農地	に対	譲渡した 相手方	消滅	域の相手方 記偶者が含		留地	農地等	<b>见分</b>	法等により処分さ	IJĄ	等によ	特定農地等 の面積
54		持分(株式) 有無	)の 	りの農地		する持分( の処分	(株式)	על ניםוי		いたか			の相手だ	方	れた農地 等		た農地 の計	у ш үх
		有・	無		m <sup>*</sup>	×	×		有		1	m <sup>*</sup>	×		有 1		m <sup>‡</sup>	× m²
		H	7115			1	2 1	2 3	無	2	2		1 2	3	無 2			
	(74)	(14)	欄でき	$\epsilon$ 婦合意 $\sigma$	)経営移	譲をした	た請求	者の場合	請求	者自身(	の名義	に基づ	く農地等	等の面積	責			m³
*	農	地等の処況	分につ	いての添付	書類の=	チェック												
ļ	,	17) 爛~ ((	\ 100		11 10-4						m							

- (47) 欄~(62) 欄についての処分が確認できる書類の添付・・・□ (「添付資料一覧」の5、6、7、9の書類)
- ・(63) 欄~(66) 欄についての返還が確認できる書類の添付・・・ロ (「添付資料一覧」の8、又は契約期間満了の場合は契約時の6、9の書類)
- ・法人持分が有の場合、「添付資料一覧」の10.18の添付・・・□
- ・(72) 欄が有の場合、処分態様により「添付資料一覧」の11~15いずれかの書類の添付・・・□

# ★ 相手方別根拠法別処分面積等 [第三者移譲及び分割移譲の場合は必ず記入すること]

C 面

	氏 名(フリガナ)	住 所	農業者年金被保険者証の記号番号
請求者	(フリガナ)	都道	T

	処分の相手方	加公の平	根拠法	処 分 農業経営基盤 強化促進法	面	積 農 地 法	の該当	の新規参入者の有無
	(氏名)	処分の形式 (1) 所有権の移転及び	油田				(該当	する番号に〇印)
91	(1) m²	収益権の移転	<u> </u>	② m <sup>2</sup>	3	m <sup>*</sup>	1	該当する
	譲受削 の の農地	(2) 使用収益権 の設定	有償	4 m²	<b>⑤</b>	m <sup>2</sup>	2	該当しない
<u> </u>	(氏名)	(1) 所有権の移転及び	無償		7	m <sup>2</sup>		
÷ 92	(1) m²	収益権の移転	- 	② m <sup>2</sup>		m² 	1	該当する
	譲受削し の農地	(2) 使用収益権 の設定	有償	4 m²		m² 	2	該当しない
<u> </u>	(氏名)	(1) 所有権の移転及び	無 償 使用		7	m <sup>2</sup>		
<u>l</u> 93	(1) m²	収益権の移転			3	m²  m²	1	該当する
	譲受前   ①   …   …   …   …   …   …   …   …   …	(2) 使用収益権 の設定	有 償  無 償		<ul><li>⑤</li></ul>		2	該当しない
<u> </u>	(氏名)	(1) 所有権の移転及び		② m <sup>*</sup>		m 		
≨ 0 94	譲受前 ① m²		有償	4 m <sup>2</sup>		m²	1	該当する
Ē	碌文的     の農地     等面積	(2) 使用収益権 の設定	無償		<b>7</b>	m <sup>°</sup>	2	該当しない
ζ	(氏名)	(1) 所有権の移転及び		② m²	3			
95	譲受前	収益権の移転	有償	④ m²		m²	1	該当する
Í k	の農地   等面積	(2) 使用収益権 の設定	無償		7	m²	2	該当しない
<b>\</b>	(氏名)	(1) 所有権の移転及び 収益権の移転	l 使用	② m²	3	m <sup>*</sup>		
96	譲受削		有償	4 m²	<b>⑤</b>	m²	1	該当する
	の農地 等面積	の設定	無償	6 m²	7	m <sup>*</sup>	2	該当しない
1 1	(氏名)	(1) 所有権の移転及び 収益権の移転	使用	② m²	3	m²	1	該当する
97	譲受前 の農地	(2) 使用収益権	有償	④ m²	<b>⑤</b>	m²	'	該当りない
	等面積	の設定	無償	6 m <sup>2</sup>	7	m <sup>*</sup>		以コロない,
	(氏名)	(1) 所有権の移転及び 収益権の移転	使用	② m²	3	m²	1	該当する
98	① m <sup>*</sup>   ③ m <sup>*</sup>   の農地   ③ m <sup>*</sup>   10 m <sup>*</sup>	(2) 使用収益権	有償	(4) m²	⑤	m²	2	該当しない
	等面積	の設定	無償	⑥ m²		m²	_	2, 1000
99	農業者年金基金、農地中間管 小作地等の使用収益権の消滅分に係る農地等の面積				1	m²		

<sup>(</sup>注) この調書は、第三者移譲及び分割移譲として裁定請求する場合に、農業委員会で必要事項を記入し、裁定請求書に添付して基金へ送付してください。

(75)

Γ	+	氏 名(フリガナ)	住	所	農業者年金被倪	保険者証の記号番号	_
ŀ	請求者	(フリガナ)	都道 府県	市区町村	記号	番 号	

(76) 耕作又は養畜の事	業に従事していた	:証明書							
(譲受後継者)									
ſ	)					〔通		年	月間 〕
l	J	は、経営	含移譲終了	日まで		し継	* 続	年	月間丿
(新規参入者)									
ſ	)					( 通		年	月間 〕
(	J	は、最初	引に農地等:	を譲り受けた日	まで	し組	迷 続	年	月間 丿
耕作又は	は養畜の事業に征	<b>差事してい</b>	たことを証り	明します。					
平成•	令和 年	Ē	月	日	役職名				
					住 所				
					氏 名				

					氏 名 	
					の場合は(33)欄)の ((注1)の場合の年	
作目別 年間作付	( m³)	( m²)	( m³)	( m³)	年間労働時間	記載例 水稲 ( 4500㎡)
面積	( ㎡) Oときは、作目を		( m³)	( m³)	時間	※年間労働時間の算出は記入方 法を参照してください。

### 〔★農業委員会における審査確認欄〕

- (78)★ 加算付年金請求の場合は、[被保険者相当者又は被保険者相当者となることが確実な者であること]を下欄により確認してください。 また、分割移譲の場合の第三者についても上記と同様に確認してください(後継者は(79)欄の審査を行ってください)。

	5(氏名) は、処分対象農地等の最後の処分日当日において、			
	(「はい」、「いいえ」のと	ごちらかに、	○を付けてく	(ださい。)
	60歳未満である。		・はい	・いいえ
	経営移譲年金の受給権者(若齢停止中の者)でない。		・はい	・いいえ
	農業に常時従事している。		・はい	・いいえ
沙	の、ア~ウの該当するいずれかに、〇印を付けてください。			
ア	農地処分日(複数回の処分日がある場合は各々の処分日)当日において国民年金の第1号被係	保険者である	00	
1	国民年金の第3号被保険者であった者で、農地等を最初に取得する日前1ヵ月以内に「農地等を譲り受けた後に被保険者 提出され、かつ、農地等の最初の取得日後14日以内に国年種別の変更を行っている。(国年1号となる日は農地等の最初		との申立書」が	
Ċ		た日に農業	者年金の被	
	保険者相当者となることの申立書」が提出されている。			
-	保険有相当有どなることの申立書]か提出されている。 :初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受i 欠のエ~カの該当するいずれかに、○印を付けてください)	前の農地等	面積の合計	が、
(;	初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受	前の農地等	面積の合計	が、
(;	・初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受所次のエ〜カの該当するいずれかに、〇印を付けてください) 50a※(注2)以上の農地等について、耕作又は養畜の事業を行う者となる。	⇒ क्रा	こ該当した場	合は、
(; <u>=</u>	:初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受的なのエ〜カの該当するいずれかに、〇印を付けてください) 50a※(注2)以上の農地等について、耕作又は養畜の事業を行う者となる。 30a以上50a未満※(注1)の農地等について耕作又は養畜の事業を行い、かつ、一定の方法により算出された年間労働時間が700時間※(注3)以上の者となる。	⇒ क्रा	こ該当した場	
オカカ	・初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受所次のエ〜カの該当するいずれかに、〇印を付けてください) 50a※(注2)以上の農地等について、耕作又は養畜の事業を行う者となる。  30a以上50a未満※(注1)の農地等について耕作又は養畜の事業を行い、かつ、一定の方法により算出された年間労働時間が700時間※(注3)以上の者となる。 農地所有適格法人の1人当たりの持分の面積と自己が経営している農地等の面積の合計	⇒ क्रा	こ該当した場	合は、

- ※ (注1)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者にあっては1ha以上2ha未満、沖縄県の区域内に住所を有する者にあっては20a以上50a未満
  - (注2)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者にあっては2ha
  - (注3)沖縄県の区域内に住所を有する者にあっては500時間
  - (注4)耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される三大都市圏の特定市(平成22年4月1日現在のもの)にある生産緑地地区内の農地等以外 の市街化区域内農地等をいう。

### [★農業委員会における審査確認欄]

E 面

#### (79)★分割移譲の場合の後継者の確認

 後継者
 (氏名)
 は、
 どちらかに、○を付けてください。

 ① 農業に常時従事していますか。
 ・している
 ・していない

 ② 国民年金の2号被保険者ですか。
 ・は い ・いいえ

 ③ 障害の状況にありますか。
 ・は い ・いいえ

(80) [★小作地の使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれている場合の届出の提出と指導の状況]

「農地等配偶者返還届」(様式第55号)が、返還する日の1ヵ月前までの、 平成 ・ 令和 年 月 日に農業委員会へ提出され、農業構造の改善に資するような処分の指導をした。

(81) ★国民年金資格との突合結果(注1)

請求者は農業者年金基金から送付された受給資格との不整合リストに該当していない。

該当していない

 $\Rightarrow$ 

どちらかに、Oを付けてください。

該当している

不整合リストに該当している場合は、資格訂正届を 平成 ・ 令和 年 月 日に基金へ提出している。 (注) 資格訂正届を提出した年月日を記載してください。

(注1) 国年資格との突合結果については、平成16年11月に基金から送付している、不整合リストを確認してください。 (該当者がいる場合のみリストを送付)

#### (82)[★審査確認欄]

★ 諸名義関係チェック欄(該当に〇印) 経営移譲管理カードより転記(一致)すること。 変更 亦再 名義 該 当 諸 名 義 済 予定 なし 当該経営移譲が適格であり、この届出書の記載及び確認内容は、 事実と相違ないことを確認しました。 農業共済の加入名義 **介和** 年 月 Н 経営所得安定対策等 交付金の申請名義 農業所得納税 申告名義

★ 農業委員会において、審査確認年月日を記入してください。

後継者移譲の場合は3つの諸名義チェック欄すべてに〇印を付けてください。

第三者への経営移譲の場合は農業共済の加入名義及び経営所得安 定対策等交付金の申請名義のチェック欄に〇印を付けてください。

名義を持たないものは、「名義なし」欄に〇印を付けてください。

本人確認問	経営移譲年金を受給するための事前指導を受け、かつ経営移譲年金の支給要件及び受給後の支給停止等の内容を理解した上で、上記のとおり請求します。 (請求者ご自身で必ずチェック図してください。)
欄	

※経営移譲の相手方が複数となる場合に添付してください。 [別紙] 牛年日日 (18) 住所(請求者の住所((6)欄)と同一の場合は不要) (16) 氏名 (17) 昭和 Е 2 平成. ※続柄を確認できる (22) (9)欄の日の現在に (23) 後継者名義の (19)(20) 請求者との続柄 (21) 農 業 従 事 徭 書類の添付・・・□ 月 数 性別 玍 数 おける国年種別 農地等面積 継 1 長男 7 その他 年数•月数 者 男 通算 1号 33号 38 1 2 長男以外の息子 5 孫 経 2 継続 2 号 4 適用除外 3娘 6 直系卑属の配偶者 営 (24) 処分対象農地等の最初の処分年月日 処分対象農地等の最後の処分年月日 移 (25) 譲 日 月 日 平成 3 平成 3 令和 令和 場 (26) 農業に常時 (29) 特定短期被用者年 <sup>(27)</sup> (24) 欄(処分対象農地等の最初 (28) (25) 欄(処分対象農地等の最後の 定るく譲場だ 合 の処分)の日の国年種別 処分)の日に農業経営者となっている 従事している 金被保険者である 受合さ 39 者にい はい 1号 3号 はい はい 压配 該入 2 いいえ 2 2号 4 適用除外 2 いいえ いいえ (30) 氏名 (31) 生年月日 (32) 住 所 第 昭和 H 者 平成 44 個 (33) 処分対象農地等の最初の処分年月日 (34) 処分対象農地等の最後の処分年月日 月 В 月 田 平成 3 平成 3 4 令和 令和 終 特定短期被用 (36) (33)欄(処分対象農地等の (37) (33)欄(処分対象農地等の最初の (38) (39) 営 農業に常時従事し 農業所有適格法人 定るく 移 最初の処分)の日の国年種 処分)の日に農業経営者となって 者年金被保険 譲場だ ている の構成員等ですか 譲 別 いる 者である 受合さ 45 Ι. 者にい た はい 1 号 3 3 号 はい はい はい 1 1 1 1 1 4 適用 該入 合 2 いいえ 2 2 号 2 いいえ 2 いいえ 2 いいえ 当し (31) 生年月日 (30) 氏名 (32) 住 所 第 昭和 Н 者 46 平成 (33) 処分対象農地等の最初の処分年月日 個 (34) 処分対象農地等の最後の処分年月日 日 H 平成 平成 3 に 4 **介和 介和** 経 特す 特定短期被用 (39) (37) (33)欄(処分対象農地等の最初の (38)営移 (36)農業に常時従事し (33)欄処分対象農地等の最 農業所有適格法人 定るく 処分)の日に農業経営者となって 者年金被保険 初の処分)の日の国年種別 の構成員等ですか ている 譲 いる 受合さ 者である 者にい た場 1 号 3 3 号 はい はい 1 はい に記 1 はい 1 4 適用 該入 合 2 いいえ 2 2 号 2 いいえ 2 いいえ 2 いいえ 当し 除外 (31) 生年月日 (32) 住 所 (30) 氏名 第三 昭和 日 者 平成 48 個 (33) 処分対象農地等の最初の処分年月日 (34) 処分対象農地等の最後の処分年月日 月 年 月 П 平成 亚成 3 3 1= 令和 令和 4 経 営 (36) (37) (33)欄(処分対象農地等の最初の (38) 特定短期被用 (39) 農業に常時従事し (33)欄処分対象農地等の最 農業所有適格法人 定るく 移 処分)の日に農業経営者となって 者年金被保険 譲場だ 初の処分)の日の国年種別 の構成員等ですか ている 譲 者である 受合さ 49 し 者にい た はい 1 号 3 3 号 1 はい はい 1 はい に記 場 該入 4 適用除外 2 2 号 合 いいえ 2 いいえ 2 いいえ 2 いいえ 2 当し 法 (40) 法人等の名称 人 た 뮗 経 合 (41) 代表者氏名 営

移譲

(42) 主たる事務所の所在地

#### 添付書類一覧

# 〈この請求書に添えて提出しなければならない書類〉

提示	1.	農業者年金被保険者証(基金へ送付する必要はありません)
# '3	2.	請求者の生年月日を明らかにすることができる戸籍の抄本等(運転免許証等のコピーでも可)
共 通	3.	経営移譲管理カード(注1)
後継者移	4.	請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の抄本等
譲の場合		(法人の持分を後継者に譲渡した場合を含む)
bп	5.	農地法第3条又は第18条の許可申請書及び許可書の写(注2)
<u>処</u> 分	6.	使用収益権の設定に関する相手方との契約書の写
対	7.	農地等の所有権及び使用収益権の移転に関する相手方との契約書の写(農地法の許可を要するときで許可申請書又は許可書に権利移転の日の記載があるときは不要)
地 な 等 処	8.	使用収益権の消滅に関する合意解約通知書、相手方との契約書又は返還通知書若しくは返還請求書の写(注3)
の分の場合	9.	農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく公告文及び利用集積計画(権利者すべての同意が得られていることの確認ができる各筆明細)の写。なお、その処分が対価の支払いを伴う所有権の移転であるときは、対価の支払期限までにその対価の支払いが行われていることの確認ができる領収書等の写
農地所有 適格法人 持分譲渡	10.	法人持分又は株式の譲渡に関する法人代表者の証明書(給付-1)
処	11.	土地収用法等により収用又は使用された者にあっては、当該裁決書の写
	12.	土地収用法等に該当する事業の用に供するために処分した者にあっては、その旨を明らかにする起業者の証明書 (土地収用該当事業用地買取等証明書)(給付ー11)
農地の	13.	土地改良法等による換地処分により所有権又は使用収益権を譲渡した者にあっては、換地計画書(公告文及び計画書の当事者部分)又は不換地指定公告若しくは使用収益停止書の写
の の 場 合	14.	土地改良法等による交換分合により所有権又は使用収益権を譲渡した者にあっては、その旨の事業主体等の証明書又は公告された交換分合計画書(公告文及び計画書の当事者部分)の写
	15.	災害により滅失した農地等のある者にあっては、「農地等が災害を受けたことの確認書」(給付-12)
旧基金法第42条の2に	16.	旧基金法第42条の2による夫婦同時経営移譲の場合、特定経営移譲配偶者(注)については、「家族経営協定書」の写
よる経営移 譲の場合		(注)特定経営移譲配偶者とは、家族経営協定に基づいて加入した農地名義0a~30a未満(道南を除く北海道は2ha未満、沖縄県にあたっては40a未満)の者をいう
	17.	譲受者が「被保険者相当者」に該当することが確実な者で、譲受前日において農業者年金の被保険者相当者でない場合は、最初の処分の日前1ヶ月以内のJA受付印のある「農地等を譲り受けた後に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」 (給付-10の2)
		(適用除外者である場合は、「20歳に達した日に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」(給付-10の3))
そ	18.	農地所有適格法人の構成員等に経営移譲した場合は、「農地所有適格法人の構成員等であることの証明書」(給付ー2)
	19.	特定短期被用者年金被保険者に経営移譲した場合は、「特定短期被用者年金被保険者であることの申立書」 (様式第85号の2)
o o	20.	経営移譲者の世帯で請求者以外の世帯員が所有し、又は借入れをしている農地等がある場合は、その旨を明らかにする書類 (「世帯員別農地等権利名義調書」)(給付-3)
let-	21.	旧農業者年金基金法施行規則別記様式第2号による医師又は歯科医師の診断書、規則別表に掲げる疾病又は負傷のとき(結核等)は、レントゲンフィルム
他	22.	未裁定の未支給年金の請求にあっては、(1)農業者年金未支給経営移譲年金・農業者老齢年金支給請求書(様式第54号)、(2) 死亡年月日、身分及び生計同一に関する証明書
	23.	三大都市圏における特定農地等の確認のため、資格取得時(平成8年4月1日以後はじめて取得した場合に限る。)及び経営 移譲時の農地基本台帳等の写

- (注1) 経営移譲管理カードは、農業委員会で保管し、基金へ送付しないこと
- (注2) 旧農地法第73条の売り渡しに係る都道府県知事の許可書による事実確認は、農地法の規定による許可の日とされていたが、 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第6条第4項の規定において、この法律の施行前に売り渡され た土地の取扱いについては、なお、従前の例によると規定されていることから、売り渡しに係る都道府県知事の許可書による事 実確認についても従前の例によることとする
- (注3) ①設定された賃貸借を合意により解約した場合は、農地法第18条第6項による通知書の写 ②農業経営基盤強化促進法により設定された利用権が契約期間満了で消滅した場合にあっては、同法第19条の規定に基づく 契約時の公告文及び利用集積計画(各筆明細)の写